

東筑紫学園 九州栄養福祉大学同窓会四魂会 会則

第1章 総則

第1条 本会は九州栄養福祉大学同窓会四魂会と称する

第2条 本会は会員相互の発展と親睦をはかり、建学の精神に基づく母校の発展と教育の振興に資することを目的とする。

第3条 本会の事務局を北九州小倉北区下到津5丁目1番1号九州栄養福祉大学内に置く。

第2章 事業

第4条 本会の目的達成のため下記の事業を行う。

1. 会員相互の連絡・母校発展の援助・連絡文書などの発送。
2. 建学の精神の理解向上を目的とした研究会等の開催、親睦会の開催・講演会・研究会等の開催。
3. 会員名簿の作成・会誌の編集・発行。
4. その他本会の目的達成に関する事項。

第3章 会員

第5条 本会の会員は次の通りとする。

正会員 大学、大学院、専門学校九州リハビリテーション大学校の卒業生。

準会員 その他(中途退学者、労働福祉事業団九州リハビリテーション大学校卒業生など)で、入会を希望し、総会の承認を得た者。

特別会員 母校現教職員・旧教職員および総会において推薦された者。

第4章 役員

第6条 本会に下記の役員を置く。ただし役員は正会員に限る。

会長 1名 会務を処理し本会を代表する

副会長 2名 会長を補佐し会長に事故ある場合は代行する

書記 2名 本会の事務を処理する。

会計 2名 会計事務を処理する。

会計監査 2名 会計を監査する

幹事 2名 各学部に幹事を置く。

評議員 若干名 本会の重要な事項を評議する。

第7条 本会に名誉会長として学長を置く。名誉会長は総会の議を経て会長が委嘱する。

第8条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の議を経て会長が委嘱する。

第9条 役員は次の方法により定める。

会長・副会長は、役員会で推薦・承認する。

書記・会計は評議員より選出する。

会計監査は総会において選任する。

評議員は各クラスより推薦する。

第10条 前条に掲げた役員の任期は4年とし再任を妨げない。

第5章 会計

第11条 本会の経費は入会金・会費・事業収入・寄付金の収入をもって充てる。

第12条 本会会費は終身会費として在学中これを予納する。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌3月末日とする。

第14条 本会の予算及び決算は役員会に諮り総会において承認を受けなければならない。

第6章 会議

第15条 本会の会議は下記の通りである。

定時総会 毎年1回開き、予算・決算・事業計画の承認・役員選出その他重要事項の協議を行う。

臨時総会 必要に応じ臨時に開くことが出来る。

役員会 必要に応じ会長がこれを招集する。

幹事会 必要に応じ会長がこれを招集する。

第7章 決議機関

第16条 本会に次の決議機関を置く

1. 総会

第8章 支部

第17条 1. 本会は第2条の目的達成のため各地区に支部を置くことが出来る。

2. 支部長は各支部会員の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3. 支部運営規約は本会則に基づき、各支部において、これを定めることが出来る。

付則

1. この改正は役員会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とし総会に報告する。

2. 本会の慶弔に関する事項は別に定める。

3. 会員は住所・氏名に関し異動があったときはその都度、本会に届けなければならない。

4. 本会則は平成26年8月より施行する。